

新型コロナウイルス感染症に伴うおもな支援策まとめ

個人・世帯向け



給付 (もらえる)	全国すべての人々へ	→	特別定額給付金	一律1人10万円を給付 <small>住民基本台帳に記載(4/27時点)されているすべての人</small>	→	総務省コールセンター	03-5638-5855 9:00~18:30(土日祝除く)
	離職等で住居を失った・失うおそれがある	→	住居確保給付金	家賃実費支給 上限5.3万円~6.9万円 支給期間:原則3カ月(最長9カ月)	→	杉並区社会福祉協議会 くらしのサポートステーション	080-5381-0931~3 9:00~17:00(土日祝除く)
	子育て世帯で家計が大変	→	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当の受給者に対し、 子ども1人当たり1万円を給付	→	杉並区役所 子ども家庭部 子ども医療・手当係	03-5307-0785 9:00~17:00(土日祝除く)
貸付 (かりる)	失業・収入減で大学等の授業料が支払えない	→	高等教育修学支援制度	授業料減免+返済の必要のない給付型奨学金	→	日本学生支援機構	03-5307-0785 9:00~17:00(土日祝除く)
	収入が減って家計の維持が難しい	→	緊急小口資金(特例貸付)	貸付上限~10万円(特に必要な場合は~20万円) 据置期間:1年以内、償還期間:2年以内	無利子 無保証	杉並区社会福祉協議会	03-5347-3134 9:00~17:00(土日祝除く)
	勤め先の休業で収入が減った	→	総合支援資金(特例貸付)	2人以上世帯は~月20万円、単身は~月15万円 据置期間:1年以内、償還期間:10年以内 原則3カ月まで			
	→	中小企業従業員融資	融資限度額100万円 返済期間5年 審査等対象条件を確認してください				
猶予 (支払延長)	市区町村民税・固定資産税が支払えない	→	自治体の判断で各種納税の徴収猶予(期限等)を決定		→	杉並区役所 課税課	03-5307-0630 9:00~17:00(土日祝除く)
	国民健康保険料(税)・国民年金保険料が支払えない	→	自治体の判断で保険料(税)の徴収猶予(期限等)を決定 国民健康保険は免除制度あり		→	杉並区役所 国保年金課	03-5307-0374 9:00~17:00(土日祝除く)
	公共料金や電話料金(固定・携帯)が支払えない	→	支払期限を延長(事業者向けにも支払い猶予あり)		→	各電気・ガス・水道・電話等事業者	
	住宅ローンが支払えない	→	今後の利払い・返済スケジュールの変更について相談が可能		→	各金融機関または 金融庁相談ダイヤル	0120-156811 10:00~17:00(土日祝除く)

事業主向け



給付 (もらえる)	感染拡大防止のため休業や時間短縮をした	→	感染拡大防止協力金	50万円支給(2店舗以上有する事業者は100万円)	→	東京都緊急事態措置等 感染拡大防止協力金相談センター	03-5388-0567 9:00~19:00(土日祝日含む)
	自粛などで業績が悪化(売上げ半減)	→	持続化給付金	2020年で特に厳しい月(1~12月)の売上げが前年比50%減の場合、 その月の売上げを年換算した額を、昨年1年間の売上げから引いた減少分を給付 上限:中小200万円、個人事業100万円	→	経済産業省 中小企業 金融・給付金相談窓口	0570-783-183 9:00~17:00(土日祝含む)
	従業員に休んでもらう場合	→	雇用調整助成金(コロナ特例)	休業等助成(中小なら最大10分の9まで) 助成率は、企業規模・雇用条件で変動	→	厚生労働省 コールセンター	0120-60-3999 9:00~21:00(土日祝含む)
貸付 (かりる)	従業員に子どもがいる場合	→	小学校休業等対応助成金	小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合 1日あたり8,330円を上限に賃金相当額を助成	→	日本政策金融公庫	0120-154-505 9:00~19:00(土日祝除く)
	フリーランスで子どもがいる場合	→	小学校休業等対応支援金	小学校等休校で休業したフリーランス (委託を受けて個人で仕事をする保護者) 1日あたり4,100円(定額)を助成	→	民間金融機関	
	資金繰りのため融資を受けたい	→	無利子・無担保融資 (借り換えも可)	コロナの影響で前年比5%以上の売上減少 据え置き最大5年	→	取引のある金融機関 または最寄りの信用保証協会、東京信用保証協会	
猶予 (支払延長)	法人税や消費税などの納税が難しい	→	セーフティーネット保証(4・5号) /危機関連保証	信用保証付き融資をご利用の方に、 別枠を設置/保証料・利子を減免(最大ゼロ金利)	→	日本政策金融公庫	0120-154-505 9:00~19:00(土日祝除く)
	社会保険料が支払えない	→	マル経融資の金利引き下げ	前年または前々年比5%以上売上減少で、融資限度額:別枠1000万円 当初3年間 金利を0.9%引き下げ(商工会議所等の推薦が必要)	→	杉並区税務署 荻窪税務署	03-3313-1131 03-3392-1111
		→	法人税や消費税、ほぼすべての税	収入が減少(前年同月比▲20%以上)した事業者は無担保 かつ延滞税なしで納税を1年猶予/固定資産税は軽減措置も	→	健康保険協会または組合・日本年金機構	
		→	健康保険料や厚生年金保険料が猶予	事業の休止や著しい損失があった場合に納付が猶予			